

令和7年度 第3回都市計画審議会 会議要旨

会議要旨は次の通りです。

■日時…令和8年2月20日（金）午後1時15分～午後3時00分

■会場…市役所 本庁舎8階 会議室8-1、8-2

■出席委員（出席者8名／9名 審議会の成立）

佐々木 邦明 委員（会長）、五味 節夫 委員、石井 信行 委員、佐藤 節子 委員、
末木 咲子 委員、依田 勝見 委員、壺屋 嘉彦 委員、浅川 一輝 委員

■事務局

甲府市

まちづくり部

大森まちづくり部長、宮野まち開発室長、古屋都市計画課長、
野阪都市計画課係長、大村都市計画課係長、高野都市計画課係長
森都市計画課主任、加藤都市計画課主任

■傍聴者

0名

■議題

審議事項

- ・甲府市景観計画の変更（案）

報告事項

- ・甲府市都市計画マスタープラン及び甲府市立地適正化計画の策定について
（現況と課題）

■会議要旨

【議長（会長）】

審議事項について、事務局から説明を求める。

【事務局】

～審議事項「甲府市景観計画の変更（案）」を説明～

【議長（会長）】

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はあるか。

【委員】

甲府市景観計画は、関係法令・条例等との整合は取れているのか。

基準となる高さが視点場によって異なることや、景観計画が努力義務とされている中で、どのような形で運用していくのか。

また、住民説明会の参加者が6名、パブリックコメントが0件という結果であるが、どのように周知したのか。

【事務局】

甲府市景観計画は、関係法令等との整合を図りながら作成している。

高さについては、視点場を甲府城の天守台とし、天守台に設置されている転落防止柵の高さを基準に、周囲を見渡した際に山並みの稜線を遮るか否かを判断する。

運用は、これまで事業者に対して景観計画の趣旨を丁寧に説明するとともに、粘り強く協議を行うことで理解を得てきたと考えている。今後も景観計画の趣旨を理解いただく中で景観誘導を図る。

住民説明会の周知については、本市のホームページや広報誌での広報を行い、参加者からは「良い計画なのでしっかり周知を図っていただきたい」との意見をいただいた。今後はホームページや広報誌だけではなく、SNSなどの媒体を使用した周知も検討する。

【委員】

太陽光発電設備に係る景観形成基準について、遮蔽の具体的な考え方はあるか。ゼロカーボンの観点から、太陽光を活かした環境配慮型のまちづくりも必要であると考えており、太陽光発電設備を遮蔽するという方向性について疑問がある。

また、太陽光発電設備の届出について、高さ15m又は面積500㎡を超えるものという届出基準であるが、その範囲内であれば届出は不要なのか。

【事務局】

遮蔽については、道路から直接見えないように工夫していただくという考え方である。これまでに当該地区において、大規模な太陽光発電設備の事例はないが、届出があった場合には、事業者に対して道路から直接見えない工夫や、反射しにくい製品の使用などをお願いする。

環境配慮型のまちづくりという観点においては、景観を著しく阻害する恐れがある大規模な施設を想定し、届出基準を設定しているため、環境配慮型のまちづくりを否定するものではない。

また、太陽光発電設備の届出については、高さ15m又は面積500㎡を超えなければ届出不要である。

【委員】

他自治体において太陽光発電設備が景観を著しく阻害した事例や、住民からの苦情などの事例があれば示していただきたい。

【事務局】

改めて調査し、事例を提示する。

【委員】

事前協議制度の届出対象は高さ 31m を超えるものとなっているが、従来の届出対象とどのように整合を図っているのか。

【事務局】

高さ 10m または 20m を超える建築物が届出対象となり、さらに高さ 31m を超える建築物は、事前協議が必要と整理している。

【委員】

南アルプスの山々の標高が高いため、届出対象外の案件においても、高い建物が建つ場合には、景観への配慮も必要であると考えます。第七次総合計画で都市像を「幸せ実感 希望ある未来を創り続けるまち 甲府」と掲げている。景観計画やまちづくりにおいて、市民の幸せ実感を指標にすることが重要である。

その他、コインパーキングの奇抜な色味の看板を景観計画の届出対象とすることはできないか。

【事務局】

屋外広告物については、屋外広告物条例に準じて指導を行うとしている。基準については、地区別景観計画の策定にあたり実施したワークショップの中で議論し、現状の第三種許可地域の基準から、一段階厳しい第二種許可地域の基準にしている。当該地区は商業地域でもあることから、これ以上厳しくすることは難しいと判断し、このような基準とした。

景観計画は発展的に見直していくものとしており、今後の検討の参考にする。

【委員】

景観への理解を促進する仕組みを計画に入れてはどうか。

景観を守ることで経済的メリットがあるという説明があれば、事業者も積極的になるのではないかと。

【事務局】

今後の参考にする。

【委員】

どこから見た景観を守るのかが重要となる。松本市では複数の視点場を設定している。甲府市においても複数の視点場を設けた方がよいと考えるが、まずはこの基準で運用し、定着してきた段階で他の視点場の検討を進めていくことが望ましい。

また、景観への理解促進について、過去の取組や他自治体の事例を踏まえ、景観意識を醸成する活動も重要である。

太陽光発電設備に関する基準については、「視線を遮る」という考え方を示しつつ、具体的なデザインは柔軟に対応する余地が必要である。

事前協議制度の運用については、現状では妥当な方法であると考えているが、今後の運用状況に応じて見直しも必要である。

重要なのは、市が景観を適切にコントロールできるかであり、そのためにも啓発活動が必要である。

【委員】

「城下町おもてなし景観ゾーン」という名称は、とても良い。

このエリアの住民は地域に対して高い誇りを持っており、景観計画は、その醸成にも寄与するものと考えている。

事業者に対して計画の趣旨を丁寧に説明し、協力を求めることが重要である。

【議長】

景観計画とシビックプライドは密接に関係している。景観理解促進の仕組みも含め、今後の取組に反映していただきたい。

【議長】

以上、意見聴取事項を終了する。

次に、報告事項の

「甲府市都市計画マスタープランおよび甲府市立地適正化計画の策定について（本市の現況と課題）」

事務局から報告をお願いする。

【事務局】

報告事項「甲府市都市計画マスタープランおよび甲府市立地適正化計画の策定について（本市の現況と課題）」を説明。

【議長（会長）】

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はあるか。

【委員】

立地適正化計画については、公共交通を軸としたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づくものであるが、公共交通利用率が約 4.4%という状況において、これを軸とすることには無理があると考えている。地域の実情に即した内容を検討する必要がある。

防災については、浸水想定深等の災害リスクを十分に踏まえた検討が必要である。

また、要配慮者利用施設が市街化調整区域かつ災害リスクの高いエリアに立地している点について、制度的な背景はあるものの、課題があると考えている。都市計画法第 34 条第 11 号等の制度運用についても、見直し等の検討が必要である。

市街化調整区域における宅地化の進行については、土地価格の影響も大きいため抑

制していく必要がある。

リニア中央新幹線については、過度に期待した計画とならないよう留意が必要であり、市民の生活の質の向上を基本としたうえで、将来的な付加価値として位置付けるべきである。

また、駅周辺整備にあたっては、将来的な維持管理を含めた費用負担が生じる可能性もあることから、慎重に検討する必要がある。

市民アンケートについては、結果をそのまま反映するのではなく、専門的知見を踏まえた分析を行い、市民に対して丁寧に説明する必要がある。

【委員】

現行の都市計画マスタープランの基本目標に「自然を保全し環境に配慮したまちづくり」とあるが、「循環型社会」の具体的な内容について明確にする必要がある。

また、低炭素社会の実現に向けて、脱炭素や 2050 年ゼロカーボンを見据えた生活のあり方についても検討する必要がある。

リニアに関連して、再生可能エネルギーを活用した公共交通の導入など、CO2 排出の少ない暮らし方を実現する視点が重要である。

将来的に再生可能エネルギーを活用した公共交通を実現するためには、エネルギー確保についても計画段階から検討する必要がある。

また、抽象的な表現にとどまらず、合理性を持った具体的な計画とするとともに、生活の満足度との関係についても示す必要がある。

【委員】

県を含めた広域ビジョン（県央ネットやまなし）との連携が重要であり、各施策を連携させて実行し、効果を発現させる必要がある。

リニア駅の利用形態については、来訪者の移動手段や交通結節のあり方を想定し、具体的なデータに基づいて検討する必要がある。

また、スマートシティの視点も踏まえ、機能性を明確にしつつ、県や周辺市町と連携して進める必要がある。

【委員】

若年層が AI 技術等を活用し農業分野への就業を志向する動きも見られることから、農業施策と連携した土地利用の検討が重要である。

また、今後の人口構造の変化を踏まえ、若年層の動向も考慮した土地利用の検討が必要である。

【委員】

市街化調整区域における宅地化の進行について、農業政策との関係を踏まえた慎重な対応が必要である。

甲府市においても農業基盤整備などの取組が進められており、担い手の確保とともに高齢化や後継者不足といった課題もあるため、農業政策として引き続き取り組む必要がある。対応方針にあるとおり、農業委員会等の実態把握やアンケート分析を踏ま

え、都市化エリアと農業重点エリアのゾーニングを整理することが重要である。

【議長】

他に意見はないか。ないようであれば、これをもって報告事項を終了し、次の「その他」に移る。

【委員】

本審議会委員として出席することが今回で最後となるため、総括的見解を述べる。甲府市のまちづくりは農業・交通・産業など多様な分野が関係するため、全体を俯瞰して分野横断的に調整できる体制と、関係者が全体のバランスを踏まえつつ長期的視点で取り組むことが望まれる。

【議長（会長）】

他に意見はあるか。それでは、これをもって本日の議事は全て終了となる。

以上